

令和2年第3回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第3号)

招 集 年 月 日	令和2年3月25日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年3月25日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年3月25日10時20分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	1 番	栗栖 眞知子		
	2 番	寺田 光浦里		

議長	<p>本日の出席委員は 8 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 3 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 1 番委員と 2 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 21 号から議案第 24 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 21 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>農地法第 3 条、議案書 1 ページ議案第 21 号及び 2 ページの地番図をご覧ください。3 月 20 日、申請者の■■■■さん立会いのもと、現地調査を行いました。申請地は、役場筒賀支所から吉和方面に向かい、安芸太田中学校グラウンド手前 100m くらい道下の方になります。譲受人である■■■■さんは、所有する農地の 2,795 m²と借入農地 900 m²の合計 3,695 m²を耕作されております。農機具も所有し、農作業に常時従事されております。譲渡人である■■■■さんは、■■■■医院を経営されており、医師業務が忙しく農作業をすることができません。この度、譲受人である■■■■さんに田んぼを引き継いでもらえないかと話があったそうです。この度、権利を移転しようとする田んぼは、■■■■さんのご自宅から直線距離で 500m のところにあります。周辺の農地利用にも影響はありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 22 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 22 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 3 ページをご覧ください。行政書士の■■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について事案説明いたします。本事案は、株式会社■■■■、代表取締役、■■■■さんによります駐車場及び資材置場への転用事案です。この度、申請地を譲渡人の■■■■さんより譲り受け、駐車場及び資材置場に転用しようとするものです。申請地は、安芸太田町役場本庁から北西方向に約 400 メートル進んだ場所に位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから許可相当と考えます。なお、隣接農地</p>

	<p>所有者の承諾書が提出されているため、隣接の農地については所有者から承諾を得ております。以上で、説明を終わります。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 23 号について、4 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>議案書 1 ページ議案第 23 号及び 4 ページの地番図をご覧ください。農地法第 5 条の墓地として利用するための農地転用許可申請です。この度、申請地を譲渡人である ■■■■■ さん相続人代表の ■■■■■ さんより ■■■■■ さんが譲り受け、墓地として転用したいというものです。申請地は、役場筒賀支所から龍頭峽に向かい、途中から農道に入り、山側に向かったところにあります。面積は、241 m²で、現在は休耕中、申請地の下に横道が走っておりますが、道を挟んだ山側のほとんどは休耕地となっており、中山間地域での維持管理がされております。使用計画としては、申請地に入るまでのアプローチが狭く、駐車やターンする場所もないことから、車 2 台分ほどの駐車スペースを申請地内に設け、墓清掃用具収納のための収納具と周りへの景観整備のために、植栽を行い、■■■家一族の墓所を設けます。用水は使用せず、雨水は自然流下、汚水等も発生しません。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の農地利用に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 24 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 24 号の説明をさせていただきます。令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和 2 年度の目標とその達成に向けた活動計画についてです。農業委員会等に関する法律第 37 条及び同法施行規則第 15 条より、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の 6 月 30 日までに公表しなければならないことと規定されております。つきましては、令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和 2 年度の目標とその達成に向けた活動計画について、それぞれ資料 1、資料 2、資料 3 をお配りしておりますので、ご覧ください。それでは具体的な内容について説明いたします。</p> <p>最初に、資料 1 の 1 ページ目をご覧ください。平成 31 年 3 月現在の農業委員会の状況についてですが、それぞれの数値につきましては表のとおりですので、ご確認いただければと思います。続いて、2 ページ目をご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化についてです。2 番と 4 番の説明をさせていただきます。まず、2 番の令和元年度の目標及び実績についてですが、集積目標が 117.6 ヘクタール、集積実績が 112 ヘクタール、そのうち新規実績が 7.2 ヘクタール、達成状況が 95.24 パーセントです。次に、4 番の目標及び活動に対する評価についてですが、目標に対する評価としては、目標は達成できなかったとしており、活動に対する評価としては、地域の農業を担う者が減少している中で、担い手</p>

に対する農地の利用集積ができたとしております。ここで、資料 3 をご覧ください。こちらの資料は、平成 30 年 2 月 27 日付けで策定しました安芸太田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針になります。2 ページ目をお開きいただくと、4 番に担い手への農地利用の集積・集約化についてとあります。こちらの表に、3 年後の目標とあり、集積面積については 102.3 ヘクタールとしております。先ほど説明しましたように今年度令和 2 年 3 月時点の集積実績は、112 ヘクタールですので、指針においての目標は達成しております。資料 1 に戻っていただき、3 ページ目をご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。こちらでも 2 番と 4 番の説明をさせていただきます。まず、2 番の令和元年度の目標及び実績についてですが、参入目標が 1 経営体、参入目標面積が 0.7 ヘクタールに対し、参入実績が 1 経営体、参入実績面積が 0.6 ヘクタールでした。達成状況が経営体としては 100 パーセント、面積としては 85.7 パーセントでした。次に、4 番の目標及び活動に対する評価についてですが、目標に対する評価としては、経営体の参入目標は達成できたが、参入目標面積は達成できなかったとしており、活動に対する評価としては、新規就農者としての担い手の確保やその担い手に対する農地の利用集積はできたとしております。ここで、再び資料 3 をご覧ください。3 ページ目の 5 番に新規参入の促進についてとあります。こちらの表について、個人の新規参入者数としては、毎年度新規就農者が参入しておりますので、目標を達成できております。しかし、法人の新規参入者数としては、5 番委員さんの 1 法人のみであるため、目標は達成できておりません。資料 1 に戻っていただき、4 ページ目をご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価についてです。2 番の令和元年度の目標及び実績は、目標が 3 ヘクタールの解消に対し、実績が 2 ヘクタールの解消でした。3 番の目標の達成に向けた活動としまして、農地利用状況調査を 7 月～9 月にかけて行い、農地利用意向調査を行いました。遊休農地の数は 665 筆で、面積は 20.8 ヘクタールでした。4 番の目標及び活動に対する評価についてですが、目標に対する評価としては、目標は達成できなかったとしており、活動に対する評価としては、不在地主等所有者の把握と農地所有者に対する指導が必要であるとしております。ここで、再び資料 3 をご覧ください。1 ページ目の 3 番に遊休農地の解消についてとあります。3 年後の遊休農地面積の目標は、26.3 ヘクタールとしておりますが、実績としては、先ほど説明しましたように 20.8 ヘクタールですので、目標は達成しております。資料 1 に戻っていただき、5 ページ目をご覧ください。違反転用への適正な対応についてです。平成 31 年 3 月現在における違反転用面積は 9.0 ヘクタールです。令和元年度の実績としましては 8.8 ヘクタールです。0.2 ヘクタールの減少です。活動実績としては、農地パトロールの実施や農地利用状況調査の実施により違反転用の発生防止に努めたとしており、活動に対する評価としては、新たな違反転用の発生を防ぐため、今後も違反転用の発生防止に向けた活動を行っていく必要があるとしております。続いて、6 ページ目をご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。まず、農地法第 3 条に基づく許可事務についてですが、令和元年度は 34 件の申請があり、34 件すべてが許可となっております。次に、

	<p>農地転用に関する事務についてですが、30件の処理件数となっています。続いて、7ページ目をご覧ください。7ページ目につきましては、農地所有適格法人及び情報提供についてです。続いて、8ページ目をご覧ください。地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、意見等があれば掲載します。続いて、事務の実施状況の公表等につきましては、総会の議事録及び活動の点検評価をホームページにより公表しております。</p> <p>最後に、資料2をご覧ください。令和2年度の活動計画になります。まず、1ページ目は令和2年3月現在の農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制についてです。各数値につきましては表のとおりですので、ご確認いただければと思います。続いて、2ページ目をご覧ください。まず、ローマ数字2番の担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、2番の活動計画について説明いたします。活動計画としては、人・農地プラン事業、農地中間管理機構の活用により、地域における担い手の育成と農地の利用集積の加速化を図る。円滑な権利移動が行えるよう、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等を周知する。広島市、JA広島市の研修制度を活用して、意欲ある農業者の育成・確保に努めるとしております。次に、ローマ数字3番の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、こちらも2番の活動計画について説明いたします。活動計画としては、安芸太田町産業振興課と連携し、意欲ある農業者の情報収集を行う。人・農地プラン事業を通じて地域農業の中心となる経営体の参入促進を図る。広島市、JA広島市の研修制度を活用して、意欲ある農業者の育成・確保に努めるとしております。続いて、3ページ目をご覧ください。まず、遊休農地に関する措置についてです。初めに、1番の現状として、令和2年3月現在の遊休農地面積は20.8ヘクタールです。続いて、2番の活動計画として、解消する面積目標を2ヘクタールとしております。農地の利用状況調査及び利用意向調査につきましては表のとおりです。次に、違反転用への適正な対応についてです。活動計画としては、町広報誌で違反転用が違法であることを周知する。農地パトロールを実施するとしております。以上、説明しました資料1及び資料2の内容で令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案を策定しようとするものであります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第21号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第21号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第21号につきましては承認決定いたしました。</p>

議長	<p>続いて、議案第 22 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 22 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 22 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 23 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 23 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 23 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 24 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 24 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 24 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 5 件出ております。1 件目は、安芸太田町大字穴の■■■■さんによります相続の届出になります。2 件目は、安芸太田町大字寺領の■■■■さんによります相続の届出になります。3 件目は、安芸太田町大字津浪の■■■■さんによります相続の届出になります。4 件目及び 5 件目は、■■■■さんによります相続の届出になります。4 件目につきましては、■■■■さんの父親からの相</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続で、5件目につきましては、 さんの母親からの相続であります。すべての届出につきまして、届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。また、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。</p> <p>報告事項について質疑はありますでしょうか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> <p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。 これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第3回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:20)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">1 番委員</p> <p style="text-align: center;">2 番委員</p>
-------------------------------	--